

独立行政法人国際交流基金の平成19年度の業務実績に関する総合評価

業務実績全体の評価

1. 全般的評価

平成19年度は、第二期の中期目標期間（5年間）の第一年度目であり、新たな中期計画等に対応して設定した評価項目、評価指標に沿って19年度業務実績の評価を行った。

平成19年度の独立行政法人国際交流基金（以下、「基金」）の業務実績全体を俯瞰すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けて1年目として順調な効率化・経費節減を行っているとともに、各事業分野ごとに中期計画に沿って総じて順調に事業を行ったと評価できる。

平成19年度の業務実績の評価において、特に重要な骨子を以下の(1)及び(2)に挙げる。項目別評価の具体的評価結果は、後述「II 項目別評価の総括」及び別紙の項目別評価シートの通りである。

(1) 外交上の必要性に応じた事業の実施

(イ) 予算制約が厳しい中で、各事業分野において、外交上必要性の高い事業への重点化を行っている。また、主要国については、国別に事業方針を策定し、これに基づいて事業を展開している。

(ロ) 特に第二期中期目標で新たな課題が課せられた海外日本語教育事業については、平成19年度に、日本語教育スタンダード開発や海外日本語教育拠点のネットワーク構築等、新たな業務に着手するとともに、日本語能力試験事業では顕著な受験者数拡大と経費効率向上を実現し、評価すべき実績をあげた。

(2) 業務運営の効率化等

(イ) 一般管理費の削減については、中期目標期間最終年度（平成23年度）までに対平成18年度比で15%削減するとの数値目標に対して、19年度は18年度比3.8%相当の削減を行った。また、運営費交付金を充当して行う業務経費は、毎事業年度1.2%以上の削減を行うとの目標に対し、19年度は前年比4.4%削減された。平成20年度は本部事務所移転により一般管理費の節減がさらに進む見込みであり、事務所借料大幅削減への努力が評価される。

(ロ) 独立行政法人整理合理化計画で求められた措置、すなわち、一部の事業（日本語研修事業の一部、芸術交流分野の国内向け助成）の廃止、京都支部図書館

の廃止等については、適切な措置が取られるか、または適切に準備が進められている。また、在日外交官日本語研修事業で市場化テストとしての一般競争入札が実施された等、独立行政法人に求められている事務・事業の効率化、適正化に取り組んでいる。

2. 今後の業務において特に考慮すべき事項

今般の業務実績評価の結果、「基金」が今後取り組むべきと考えられる措置、及び本委員会として来年度以降の評価のために注視する点の主なものは、以下の通りである。

(1) 外交上の必要性への対応

- (イ) 在外公館の評価意見を大切な情報として改善の検討に活かしていくべきである。
- (ロ) 今後とも、他機関との連携の拡大・強化のため更なる取組みが望まれる。
- (ハ) 日本語教育スタンダード開発と、ネットワーク構築については、今後の展開とその成果を注視していく必要がある。
- (ニ) 国際交流に関する情報の収集・提供及び事業の広報については、一部の数値実績の減少に注意が必要であり、情報受発信のさらなる効率化を図る必要がある。
- (ホ) 海外事務所の一部の実績数値に減少が見られるので適宜フォローを求める。

(2) 業務運営の効率化等

- (イ) 人件費については、引き続きラスパイレス指数に注意しつつ、中期的な削減目標に向かって着実に削減を進める必要がある。
- (ロ) 随意契約の適正化に関しては、平成19年度中に随意契約見直し計画が策定され、従来の随意契約の一部は19年度より競争性のある契約方法へ移行したが、多くは20年度に競争的な契約に移行する予定であり、その着実な実行が求められる。また、競争入札に関しては、入札者の数が結果として限定的とならぬよう、競争参加者拡大のための努力が望まれる。また、随意契約については真にやむを得ないものを厳格に定義することが重要である。
- (ハ) 関連公益法人との契約については、随意契約は著作権上の理由等真にやむを得ない理由がある場合に厳格に限定して適用すべきであり、それ以外の契約は競争性のある契約方法へ移行すべきである。また企画競争または一般競争入札の公募は、真に競争的であるかについてのチェックも必要である。
- (ニ) 業務評価の方法については、さらに改良のための研究と取組みが必要である。
- (ホ) 日本語国際センター及び関西国際センターの両附属機関の宿泊施設稼働率は前年度より向上しているが、稼働率の向上にさらに努力する必要がある。

- (ヘ) 人事評価制度については、実際に職員の意欲がどうなったかのフォローや実績に関わる能動的な分析が今後必要である。
- (ト) 知的交流分野をはじめ助成事業については、社会の広範な理解を得られる事業を行うことの重要性を認識し、適切な助成対象者の選択等、事前事後を含め各段階の審査及び助成金管理に十分注意すべきである。

項目別評価の総括

1. 業務運営の効率化

一般管理費の削減についての評価は、上記 .1.(2)(イ)の通り。

同時に、事務所借料のみならず様々の面で無駄を排除しコスト削減努力を継続する必要がある。

平成18年度に行った人事給与制度の改革の効果もあり、ラスパイレス指数が前年度より低下した。人件費の削減については、平成17年度額を基準として18年度からの5年間で平成17年度比5%以上の削減という目標に対し、19年度までで基準額から0.9%が削減されているが、基金は、20年度以降人件費減少が進み中期的な目標を達成できる計画としている。人件費については、規律をもって節減を進め、ラスパイレス指数抑制の努力の継続と、削減目標の着実な達成が求められる。

随意契約の適正化に関しては、監事監査報告書等に基づき、入札及び契約の実施について適切な監査が行われたことを確認した。今後の業務において特に考慮すべき事項は、上記 .2(2)(ロ)の通り。

関連公益法人との契約については、上記 .2(2)(ハ)の通り。

内部統制の強化については、規定等や体制の整備、監査とその結果への対応等を今後適切に進めることが必要である。

業務評価の方法については、成果指向の評価、事業対象国別の事業評価その他の面で、まだ改善すべき課題があり、さらなる改良への取組みが望まれる。

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上

外交政策を踏まえた事業の実施の観点については、予算制約の中で外交上必要性の高い事業への重点化を進め、国別に事業方針も策定して効果的に事業を展開しており、ロシア事務所設立準備も進められている。

今後も、外交戦略に応じた地域・国ごとの事業方針について外務省と協議し、また、在外公館の評価意見を大切な情報として改善の検討に活かしていくべきである。

従来通り国内外で他機関と連携を行いつつ事業を実施したのみならず、中国での

「ふれあい拠点」設置など外部連携を特徴とした新事業にも取り組んだ。今後とも、他機関との連携の拡大と強化のため更なる取組みが望まれる。

文化芸術交流事業は、外交上のニーズに基づいた事業の重点配分を行っており、重要周年事業の文化芸術交流も適切に実施された。事業参加者、外部専門家の評価も高く、メディアの報道も建設的で、質の高い事業を行ったと考えられる。

海外における日本語教育、学習のへ支援及び推進の事業に関しては、中期計画が定める推進型事業への重点シフトに向け、スタンダード構築や必要地域への重点化等、中期計画に則って重点化を進めている。ベトナムへの拠点の設置、メディア教材の拡充などの実績をあげており、海外日本語教師研修、海外日本語学習者研修事業においても事業参加者及び外部専門家の評価はいずれも高く、質の高い事業を行ったと考えられる。なお、日本語教育スタンダード開発と、ネットワーク構築については、今後の展開とその成果を注視していく必要がある。

平成19年度の日本語能力試験事業は、基金の所管する海外受験者数が37.4万人(前年比19%増)、受験料収入の基金への還元額は220百万円(前年比77%増)となり、費用効率を高めつつ受験者の顕著な増加を達成し、費用対効果の点でも極めて良い成績である。

海外日本研究及び知的交流の促進の事業は、予算制約のある中で、プログラムの内容や諸経費の見直し・改廃・絞込みを通じて、事業の効果維持に努めるとともに、経費効率化、満足度の向上等も図った。知的交流事業については、今後も、外交方針に応じた重点化、(米・中・韓以外も含めて)地域・国ごとのバランス配分に留意した事業の実施が望まれる。

国際交流に関する情報の収集・提供及び事業の広報については、サービス対象者の拡大が望まれる。また、数値実績(特に、サポーターズクラブ会員数の減少)に注意が必要であり、提供できるサービス内容には、さまざまな検討の余地がある。顕彰事業も、推薦母数、認知度など向上の取組みが望まれる。

海外事務所の運営に関しては、予算制約がある中で、入場者・参加者や在外公館からの良好な評価を維持している。他方、一部の実績数値に減少が見られるので適宜フォローを求める。

3. 予算、収支計画及び資金計画

自己収入の増加や経費節減等実績をあげ、適切な努力がなされている。平成19年度は一部の職員宿舍の売却を行う等、保有資産の見直しは適切に行われた。

19年度決算において、保有する外貨建債券の評価の為替差損を主要因として1,276千円の当期純損失を計上したが、満期償還後も円転されることはなく、すぐに再投資される方針であり、会計上の為替差損評価による実際の業務への影響はないことを確認した。

4 . 短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とした。

5 . 重要な財産の譲渡、担保

一部職員宿舎を、適切な手続きにより売却処分した。

6 . 剰余金

実績がないため評価対象外とした。

7 . その他

平成18年度に導入した新人事給与制度については、その後の職員に対するフォローを適切に行っており、能力開発、人材公募、流動化などによる職員のモラル維持の取り組みも評価される。人事評価制度については、実際に職員の意欲がどうなったかのフォローや分析が今後必要である。

日本語国際センター及び関西国際センターの宿泊施設稼働率は、前年度より向上しているが、一層の稼働率の向上のためさらに努力する必要がある。

(了)